

## 平成29年度茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会6月定例会議事録

- 1 日 時 平成29年6月14日(水)午後3時00分～午後4時45分
- 2 場 所 市役所本庁舎4階 会議室1
- 3 出席者 細田会長、後藤副会長、小室会計、和田監事、矢野監事  
関野保、河内昇、篠原徳守、林正明、真野宗直、三觜健一、林申次、  
高梨勇、熊澤繁雄、弓達茂、小島清計、滝本誠、新倉昭人、中田一夫、  
前田積、青木三郎、古谷宏、鈴木健司、小山博美、永澤鐵男の各委員  
欠席：植松副会長  
防災対策課(入澤主幹他)、高齢福祉介護課(重田課長他)、障害福祉課(一  
杉課長他)、資源循環課(川口課長他)  
市民自治推進課(富田課長、永倉課長補佐、小松担当主査、竹井副主査)  
事務局(安藤、長野)

### 4 会議の経過

(1) 開 会 後藤副会長

(2) あいさつ 細田会長

(3) 議 題

① ホームページの管理運営について

真野リーダーより、資料に基づき説明した。

② 会報誌「まちぢから」第2号の発行について

事務局より、資料に基づき説明した。

③ まちぢから協議会連絡会新旧委員懇親会について

事務局より、資料に基づき説明した。

④ その他

ア 情報交換について

(ア) 茅ヶ崎市内の犯罪発生状況等について

後藤副会長より、茅ヶ崎市内の5月末現在の犯罪発生状況及び湘南地区まちぢから協議会作成チラシについて、資料に基づき説明があった。

相変わらず振り込み詐欺が多く、5月中旬から月末までは一時止まっていたが、また6月に入り発生し、昨日現在で61件発生している。小出地区は今まであまりなかったが2件起発生している。ひったくりについては、5月に2件起きており昨年暮れにひったくり犯を警察が検挙したが、そのグループ以外の新たなグループが出来ているということで、十分ご注意願いたい。オートバイ盗、自転車盗は毎年減少してきているがここに来て増えてきている。自転車等は176件ということであり、オートバイ盗や自転車盗というのは、注意しなくてはいけない点は、未成年者がいたずら半分に盗むというような傾向があるので、地域で十分注意していただくことが大事ではないかと思う。

それから、資料に特殊詐欺情報として掲載されているが、振り込み詐欺の新しい事例を先月から掲載している。新たな手口として詐欺グループは、事前に銀行に電話した方がいいですよと誘い、電話をさせてから銀行に行かせる。銀行も間違いはないだろうということで、それが振り込み詐欺につながってしまったという事例もある。グループもしたたかなので、十分注意をしていただきたい。

湘南地区まちぢから協議会が振り込み詐欺防止の周知のチラシを作成した。きれいに出来上がり、今回7000部作製し費用は約7500円であった。全戸配布することとし、自治会加入の方には自治会で、未加入の方にはまちぢから協議会のパンフレットや自治会加入促進のお知らせとともに配布している。こういうのも一つの使用方法だと思うので、参考にさせていただきたいと思う。

主な質疑は次のとおり。

(問) コピー代が安い、どこに発注したのか。

(答) インターネット印刷で作成した。原稿は地域で作成し、それを印刷してもらうということで、非常に安く作成できたものである。

(問) 茅ヶ崎市の犯罪発生状況の資料にある地区というのは交番を単位としているのか、どういうものなのか。

(答) 交番単位のものではない。まちぢから協議会の各地区の自治会が入っている資料を警察に渡してあり、それをもとにこのように分けていただいている。浜須賀など交番の情報を聞いていただくことも一つの方法だと思う。警察も地域にご協力を頂きたいということで情報の提供をしており、交番の方でも各自治会長のところに顔を出すようにしている。

(問) 浜須賀地区では、月に1回、地区内の犯罪情報についての資料を平和町交番からいただき、それをもとに地域に回覧している。松浪の一部は平和町交番の管轄であり、まちぢから協議会の区域でとらえてしまうと、本当の件数がわからないのではないかと思う。浜須賀地区は5月末の累計で8人となっているが、地域を明確にさせていただかないと困るのではないかとと思う。

(答) あまり細かくしても、個人情報の問題も出てくるので、だいたいこのような傾向であることがわかって、注意しましょうということでもいいのではないかと。それと先月も各地区の町別に分けた振り込み詐欺の資料を配布させていただいたが、来月か再来月あたりにまとめたものを出していただこうと思っている。

(問) 本庁の方でも研究をされた方がよいのではないかとと思うので、このような発言をしていただきたい。

(答) 了解した。

(イ) こわだ防災について

新倉委員（小和田地区）より、資料に基づき説明があった。

こわだ防災をお配りさせていただいた。第1回安否確認訓練を5月28日に実施し、その結果をまとめたものである。開催するに至った経過は、この席上で円蔵自治会や香川自治会の安否確認訓練を伺い、参考にして小和田地区でもやってみようということを取り組んだものである。

自治会連合会の主催で、ある自治会は全世帯、ある自治会は70歳以上、ある自治会は75歳以上とそれぞれで取り組み、基本的に自治会の役員、防災リーダーがそれぞれの担当地区を見渡して、何処にお年寄りがいるか、それを地図上に落として、その家をチェックした。赤松自治会や菱沼小和田自治会は、炊き出しの訓練もやっている。

無線機の問題だが、新しい無線機では電波は届いたが、古い無線機では電波が届かないということが分かった。だから無線が届かない自治会は、徒歩や自転車を利用して、本部に報告に来るということになる。それを統一してどうするかということについては議論していない。また感度がよい無線機でもチャンネルの調整をしておかないと混線してしまい大変になるということも分かった。自治会ごとの無線があつて、内容がみな入ってくる。それはそれでよいがきちんと情報が取れないので、その辺は考えた方がよいということである。建物の中では聞き取りにくいので、屋外に出てから確認をしたというケースもあった。おおむね、相互の連絡はできたということには分かっている。

また、ここに記載の数字は取り方がそれぞれ違っているので、それを承知で見ていただきたいが、加入世帯数が4,524世帯で、対象世帯数が2,195世帯というのは、今申し上げた理由によるものである。その結果、タオルなりハンカチなりをきちんと出していただいた目印で確認した世帯が1,510世帯、出していないので訪問して確認した世帯が225世帯、その他不在、不明など含めて2,195世帯の確認をしたという内容になっている。

アンケートの結果については、自治会によって記入した人の層が違うが、だいたいここに書いてあるように一口で言うとやって良かったということになる。

項目別では、目印については、この訓練の為に看板を作り、訓練当日それを出す取り組みをしているところ、前から用意しているマグネットを使ったところなどがあり、ここにある赤松自治会の「黄色いハチマキが一目でわかってよい」というのは、本宿自治会の安否確認をした人の感想で、黄色の細いハチマキでドアノブなどに結びつけるのに都合がいいという感想が出ていた。それとマンションの安否確認は難しいということで、中に入ることが大変であること、災害の時はエレベーターが止まってしまうので、1軒1軒確認することは大変であるということが分かった。

目印を出す時間で問題になったのは、むしろ引き上げる時間で、オレオレ詐欺ではないが、行ってみればこの家は高齢者しかいないということが分かり狙われてしまうのではないかと。何時になったら引き上げていいということを伝えておかななくてはいけないのではないかと意見があった。

それから、確認の仕方については、役員だけでやっているところは、どうしても単独

で自分の受け持ち区域を確認しているが、もし何かあった時に対応できないので、二人くらいで地域の安否確認をしなくてはいけないのではないかという意見が出ている。

その他は、おおむね来年もやろうよということになっている。また本部メモというのは、防災対策課の職員にも見ていただき、配備職員の方も3人ほど来ていただき、その方々の意見であり見ていただければありがたい。以上である。

主な質疑は次のとおり。

(感想) 要は、安否確認は連合体ではできないし、やる必要もないというものも結論であって単位自治会でやって、それを集計したり本部の方に届けるということをするればいいのではないかと、3-4年の経験でそのように思っている。それから安否確認の方法はフェイスツーフェイス、ものでやるのではなく玄関の前に出てきてやった方がお互いにあとずかりがなく、それが本当の目指す安否確認ではないか。

いずれにせよ、単位自治会でやる方向性に茅ヶ崎全体が向かっていかないと安否確認は机上の空論になるのではないかと思う。素晴らしい報告だったと思う。

(問) 市にお聞きしたい。「市の非常食が改良されて、アレルギーの人にも適用した非常食を用意してある。」とあるが、その非常食の内容は何だったのか。

(答) アルファ米で、アレルギーフリーというものが出始めていて、市の方で備蓄する分については、少しずつこちらの方に切り替えていくという形で進めている。

(問) それはパックされたものか。

(答) 1食200グラム程度でレトルトパックとなっている。

#### (4) 行政からの依頼事項

○ 定例・報告事項

① パブリックコメントについて

市民自治推進課長より、資料に基づき説明した。

○ 依頼・説明事項

① 自治会向け環境学習会（出前講座）について

資源循環課長より、資料に基づき説明した。

② 避難行動要支援者名簿の様式について

高齢福祉介護課長より、資料に基づき説明した。

主な質疑は次のとおり。

(問) 素直にみると、要支援部分の中に、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」を指し、それに続く数字又は英数字は、障害等級を示しています。と書いてある。要するに、高齢者であっても、そういう等級がついていない人は、対象外なのか。まずそこを教えていただきたい。

(答) 避難行動要援護者の対象者については、まず障害の方については、例えば身体障害者については、等級が何級以上というところがある。高齢者については、介護保険制度において、認定区分が要支援以上の認定を受けている方が対象となっているので、そうした方に対して調査をさせていただいている。

(問) 例えば90歳を過ぎても認定を受けていない人もいる。本人が認定も受けないし、医者にも行っていないが、危ないなあという人もいる。その人たちは、調査の対象になっていないが、そのような人たちも含めて見守っていくという話の認識であった。それは違うのか。

(答) 対象者については、申し上げたような方々が対象となっている。その他には市長が特に認めた場合ということで、これは今までの災害時要援護者支援制度には手をあげていらっしゃった方でも、今回のこの要件に当てはまらなかった方については、お手紙を差し上げ、継続してこの名簿に載せて下さいという方もいられる。今回対象とした方については、介護認定を受けた方が対象となっている。認定を受けていない方がいらっしゃれば、見守りとか、ご相談を受けた際にこういうこともあるということ、その方にご紹介いただくとか、また、こちらにお話をいただければこの名簿の中で対象になることも考えられるかと思う。

(問) この前、安否確認訓練をやった際にある人の持っていた名簿をもとに、ここに高齢者が住んでいるということで行ったが、2、3年前に引っ越しており、別の高齢者夫婦が住んでいた。名簿だけを頼りにするとこういうことが起きるということを感じた。また、小和田地区には老人ホームがたくさんあるが、そこに何人の人が入っているのか、茅ヶ崎市民であるかどうか分からない。その辺も今回の調査で、例えば市民として登録されていれば、当然老人ホームに入っている対象者としてチェックされて、名簿が上がってくるのか、それともそうでないのか。地域でものを考えるというまちぢから協議会の精神から言えば、わからない情報を元にどのようにすべきかという話があるので、その辺についての見解を教えてください。

(答) 名簿の中で、日頃から顔の見える関係性というお話をいただいた。今回、避難行動要支援者の名簿を進めていく前提としては、まず、昔の向こう3軒両隣というところで、ここにはこういう人がいる、ああいう人がいるということこの名簿をうまく活用しながら広がっていけばいいなということで、この説明をさせていただきたいと思う。こちらの名簿については、半年に1回更新ということで、変わったところの情報ということになるが、それをもとに、日頃から関係づくりをしていただきたいと思いますと思っている。

今、小和田地区の老人ホーム施設のお話をいただいたが、施設入所の方については、今回対象とはなっていない。施設に入所されている方については、施設の中で避難訓練をしていただくというところがある。ただ、施設の方にもお願いしていることは、日頃から地域の中に入っていただき、地域の避難訓練ですとか、そういうところにも一緒に参加をして取り組んでいくようにという話はさせていただいている。

現在調査をした中でも、この名簿の中に長期入院又は施設入所の方により、自宅にはもういないという情報の確認をとっているところであるが、施設に入られている方は、対象とはしていないところとなっている。

(問) これはどういう人が対象ですかというと、100人に聞けば100通りの対象にしてほしいと思いはある。ところが法令で文面が出来て、茅ヶ崎だけではなく統一した基準が出来ていて、その人に送ったと思われる。だけど送られてこないとわからない。それを逐一説明していてもこの人が対象だ、対象ではないと時間をかけても理解納得していくためには、文面を配った方が速いと思う。基本計画は配られたと思うが。

(答) 今対象としている方については、ここで4月に作成させていただいた、避難行動要支援者支援計画(全体計画)の5ページに避難行動要支援者の定義ということで、誰が対象かを述べさせていただいている。この部分をご参照いただければと思う。

(問) 市役所で持っている名簿によって対象になる人には連絡がいつている。それで何も私には来ない。元気で反対にリードしている。歳は関係ない。公表しては困るという人を除いてつくった名簿を公表しますよということです。私は88歳になるがそうしたものは来ない。反対にこっちが説明してやっているんですからそれでいいと思う。

(問) 名簿は何処まで出すのか。

(答) 先程説明したとおり、対象者は11,827名の方に通知の方を出させていただいている。その中で日頃から地域の方へ名簿を提出していいかということで、同意をさせていただいた方の情報を今日皆様の方へお示しさせていただく予定となっている。

(問) 民生委員の区域の名簿は民生委員に出し、自治会長にも同じ名簿が来るのか。

(答) 地図の情報を先程お示しさせていただいたが、これが自治会長と民生委員の方の区域ごとになるので、その方の担当ごとの名簿をお渡しする予定になっている。

(問) 避難行動要支援者名簿の運用説明会が7月5日、8日となっている。これ以外に地区別も開催されるということだが、中身は同じものか。

(答) まずは7月に行う部分については、避難行動要支援計画の制度の概要、地域での名簿の活用について、概要と他の地域で行っている事例等の紹介、また個人情報の取り扱いについてのお話をさせていただこうと思っている。その後、8月以降に予定を調整させていただいて、各地域での説明の部分については、計画の概要部分は同じであるが、その地域ごとにどのような形でその名簿を活用していくかという内容に説明会の内容は若干変わる。

(問) 7月5日の参加申し込みは、今月いっぱいまでで間に合うか。

(答) 6月末までであれば対応できる。

(問) 資料の③と④についてお尋ねする。一覧表と台帳は平常時のものになっているが、災害時は別ということか。それとも災害時と同じと判断してよいのか。

(答) 名簿の様式については、平常時、災害時同じであるが、平常時ということで、今回調査させていただいた方から同意を得られた方の情報になる。例えば、災害が起こった時

の分については、平常時の分に加えて、同意をしていただけなかった方の情報も入ったものが、地域の方へ災害時には送られるような形になる。

(問) 今回の7月の説明会で、5日、8日の説明会の今日は前触れだと思う。物事には、起承転結がある。いわゆるどういう方に名簿を登録してもらって集約した。それが平常時は顔見知りになってくる。災害時にはここが大事なところで、みんなで協力して助け合いましょう。そして市はその支援する名簿を提供していただきたい。各自治会は、救助救出活動の依頼をしてほしい。そこまでは基本計画に書いてある。

今の質問は後半の一番大事なところであるが、今日の資料には何もないし、待ったなしではないか。説明は趣旨など聞いても個人的にはどうということはない。問題は非常時になった場合に具体的に市は何の情報を提出してください、自治会は何を提出するというこの意思の疎通を欠いていたら困ることになる。そのこのところの説明は、7月5日、8日に説明されるのか。起承転結の転から結の一番大事なところだと思うがいかがか。

(答) 全体の説明会については、名簿の活用方法を含めまして前段において個人情報のお話をさせていただいて、8月以降地域に出向いて私どもでお話をさせていただく際には、おっしゃっていただける最後の部分について重要ですので、その辺についてのお話を中心にさせていただこうと考えている。地域によって既に安否確認訓練をやっているところもあるのでそういったところとまだしていただけない地域で同じ話を進めるのは難しいかと思うので、地域によって説明会の内容を私の方で出向いてお話をさせていただきたいと思っている。よろしく願います。

(意見) 市の方で受け取りたいのは、これとこれがほしいんだと言えば、これを達せなければいけない。やっているか、やっていないかはそれぞれこれからやるところ、すでにやっているところとある。まず全体説明であって、うちはこうだからそれもどうぞ、こちらもどうぞというのが地域説明のような気がする。意見として聞いていただいて切実な問題だと思う。起承転結の結の部分は、伺った時にお話ししますでは、全体の説明ではないと思う。物事をきちっと、一番大事な部分である。

(問) 非常時に出すということはどういうことか。建物が倒れてから渡すのでは助けられない。同意をされていないものについては、例えば民生委員に預けていて、非常時にはそれを開示してくださいというのであればよいが、市が持っている何のためにそれで人が助かるのか、いざとなった時に書類がなければできない。

(答) 市の方で考えているのは、現時点では法律にのっとった形でいくと、災害発生時に同意をされていない方の名簿を出してもいいというような形が災害対策基本法の中で出ている。今おっしゃられたように、同意をしていない方の名簿ですとか、それをどこへ置くのかというところの課題があるということは私どもも承知はしているが、それについては今どこへどう置いていくのが一番いいのか結論は出ていない状況である。

(意見) やよい自治会であるが、災害時の名簿については、行政の方はプライバシーの壁が

ありはっきりと断言できないので、今のような回答になる。それで、末端の自治会では、我々単独で自治会の会員に毎年5月に災害時に救出してほしい、助けてほしいという方に名乗り出て下さいということをやリ名簿を作っている。それはプライバシーの壁を取り除く1つの知恵である。行政を通したり民生委員を通したりするとすべてプライバシーの壁にぶち当たるので、各自治会長は英知をもってそういう壁を乗り越えるための施策を各自治会で実施していただきたいと思う。

(会長) 何かあったら担当部の方と個別に話をしていただきたい。

③ 各地区まちぢから協議会事業報告について

市民自治推進課長より地区まちぢから協議会事業報告について説明した。

各地区のまちぢから協議会の報告を提供させていただいた。各地区が28年度に取り組んできたこと、29年度の取り組みの考えについてそれぞれの地区で行っていただいた総会等の資料から市民自治推進課の地区担当職員が抽出し、ほぼ各地区同じような様式で取りまとめたものである。

それぞれの地区から今年度のテーマや組織作り、地域の方に目を向けていただくための取り組みなど、意見交換していただく思いで、資料を用意させていただいた。この連絡会という場で、自分たちがこんなことを考えているが参考になることはないか直接ご議論いただくことも結構だと思うし、この資料を基に地区どおしの意見交換に使っていただければと思っている。湘北地区については、それぞれのまちぢから協議会が今どんなことをしているのか、参考にしていただき、今後の協議会設立に向けてのヒントにしていただければと思っている。以上である。

主な質疑は次のとおり。

(会長) 確認していただき、次回定例会や各地区会長へお問い合わせをいただいてもよろしいかと思うので、よろしく願います。

(問) 地域コミュニティの認定事業について、抜粋して説明していただきたい。

(答) 事業提案について説明させていただきます。

現在13地区ということで、そのうち12地区でまちぢから協議会が立ち上がっている。地域コミュニティ審議会というものを設置していて、そのうち9地区が地域コミュニティの条例に基づき認定を受けていただいている。

まちぢから協議会が認定を受けることによって、運営費という部分で補助金を上乗せさせていただいている。

更にその地域の中で特定課題に取り組むということであれば、まちぢから協議会の方から特定事業をご提案いただき、それが認定されると上限200万円という年間予算の中から申請に基づいた補助金の交付を行って特定事業に取り組んでいただいている。そのうち浜須賀地区と松林地区、湘南地区3つのまちぢから協議会が特定事業という取り組みを行っている。

まず紹介させていただくと、浜須賀地区では「地域乳幼児サポート事業」ということで、赤ちゃんサポート事業というものを行っている。こちらについては、27年度まではモデル地区として事業に取り組んでいただいていたが、まちぢから協議会認定後は特定事業として取り組んでいただき、今年度も継続事業として取り組んでいただいている。

また、同じ浜須賀地区では広報「浜須賀まちのちから」発行事業というものを行っている。こちらについてももともと、まちのちからというものは発行していただいていたが、引き続きまちぢから協議会として特定事業を利用して広報紙を発行していただいている。

続いて、松林地区では子どもと親子の居場所「おむすび松林」事業として、地区内の空き家を利用して子どもと親子の居場所づくりをする地域の居場所づくりの事業を行っている。こちらについても昨年度特定事業の認定を受け、引き続き29年度も継続事業として取り組んでいただいている。もう1つ松林地区では、中学生の学習支援と夕食支援事業というものを行っている。こちらの事業は公民館を利用し、学習支援、夕食支援を行っている。昨年度、主に中学1年生を対象に行っていたが、29年度は継続事業として、昨年度中学1年生だった生徒が2年生になったことから、その中学2年生に上がった生徒と新たに中学1年生を含めて学習支援を行っている。

そして湘南地区では2事業、1つはホームページ作成事業ということで、特に湘南地区では各自治会の会長の顔を写真入りで紹介するなど、パソコンボランティア湘南にホームページの初期の作業をお願いしている。こちら28年度限りの事業ということで行っていたが、29年度以降は出来上がったホームページをもとに、地区内で広報担当を設けていただき更新作業等を行っていただいている。もう1つは地区パトロール事業として、もともと子ども110番の家事業というものを地域で実施していたが、子ども110番ステッカー等が張りっぱなしになっていたり、新たなお願い等が今までのままでは難しいということで、まちぢから協議会の中で取り組もうという話をいただき、実際に地区パトロール事業ということで帽子やビブスを作成し取り組んでいただいている。こちらについても、28年度帽子等購入しましたので、29年度継続事業としては提案いただいているが、引き続き地域としてのまちぢから協議会としてパトロール事業を継続していただけるとお話しは聞いている。以上である。

(意見) 3地区で事業をやられたということで、議会で承認を得て各地区200万円の予算を計上しているが、ほとんど活動してないのではないかとされる可能性もあるので、ぜひ各地区で今年度担当職員がいられるので、職員と相談しながら活用していただいた方がよろしいと思うので願います。

(意見) 個人的にはその意見も分かるが、お金がどうしてもかかる事業については、それは大事だと思う。しかし知恵と何とかでやり取りし情報交換でお互いにその悩みの役に立ったということも置いておかないと、200万円使ってないところが矢面になるよ

うな誤解として取られる危険性がある発言であると思ったので言った。200万円は大事なお金だから有効活用すべきだという認識は持っている。

(意見) 松林は「ふくろう塾」と「おむすび松林」をやっているが、25万円いただいているがそれをやるにあたっては予算はいただいているが、それ以外にそこへ持ち込む仕組みですとか、あるいは前段の特定事業者として計上できない部分が一般会計から出る。その辺は皆さんも立ち上げたり運用していくときに一般経費がかかることを十分勘案してやっていただければと思う。

(問) 13の地区になったわけであるが、1地区湘北地区についてはまちぢから協議会に前進をしていくものかどうか湘北地区の考えをお聞きする。

(答) まだ立ち上げも出来ていないが、今年度から少しでもその方向に行きたいと思っている。まちぢから協議会に対して各自治会でも意見を持っていただけるので、意見をお聞きし、それを踏まえた形の中でこれからの方向性を進め、連合会の方で各種団体の代表に集まっていただき、市の方から来ていただいてまた説明をして進めていく。このように今後の予定として考えていきたいと思っている。

(会長) なるべく早くまとめていただけるとありがたい。よろしく願います。

(5) 閉 会 小室会計